

1. 想定 Q&A

【交付対象について】

□ 1 日当たりの最低勤務時間数の規定はあるのか。

→ありません。

□ 国の慰労金をもらった人はなぜ対象外なのか。

→今回の慰労金は国の慰労金給付から薬局薬剤師が漏れたということで実施されたものですので、介護分であっても給付を受けられた方は対象外となっています。

□ 大阪府外（奈良県など）で国の慰労金をもらった人は対象外か。

→大阪府外であっても慰労金の交付決定を受けた人は対象外となります。

□ 現在薬局で勤務していないが、（既に退職した人）対象となるのか。

→現在勤務しているか否かに関わらず、対象期間中に 10 日以上勤務実績があるほか、要件を満たしている場合は、交付対象となります。

□ 東大阪市内在住の薬剤師が他市の薬局に勤務している場合、交付対象となるか

→なりません。

□ 国の慰労金を申請したが、まだ振込がなく、現時点で交付されるのかどうか分からない。

→2 月の中頃まで待ってみてください。それでも振込等が無ければ、また連絡してください。（薬剤師会から保健所へ連絡してください。）

【申請書の作成・記載方法について】

□ 申請書の作成、提出について店舗ごとに作成、提出が必要か。（複数店舗を経営する場合）

→まとめても構いません。まとめる場合、「東大阪市新型コロナウイルス感染症対応薬局薬剤師慰労金交付申請書（様式第 1 号）」の作成は 1 枚で構いませんが、「慰労金交付対象薬剤師一覧（様式第 1 号 別紙 1）」は店舗ごとに作成してください。

□ 他薬局と併せて 10 日以上とする場合、どこの薬局で申請するのか。

→どこで申請しても構いませんが、薬局間で調整し、いずれかの薬局から申請してください。重複した申請はしないでください。なお、勤務証明書の提出が必要になります。（併せて 10 日以上とする場合の申請の詳細については 2. を参照）

□ 勤務証明書は全員分作成するのか。

→全員分作成する必要はありません。勤務証明書が必要なのは他薬局での勤務との合算で 10 日以上とする人のみです。（申請する店舗でなく合算する店舗に証明を出してもらう必要があります。）また、やむを得ず個人申請される方についても勤務証明書の作成が必要です。

【申請する薬局に勤務する薬剤師については、開設者が申請書に押印することで、申請した薬剤師は 10 日以上働いていたという担保を取っていますので、勤務証明書作成の必要はありません。】

□ 金融機関や支店の統廃合はどうやって調べるのか。

→各金融機関のホームページで検索できます。YAHOO など「〇〇銀行 支店 統廃合」などと検索すればできます。なお、統廃合があった場合は新しい金融機関名・支店名を記載してください。（貼付した通帳のコピーと情報が異なっても構いません。）

□委任状はいるのか。

→基本的には必要です。申請者（開設者）が個人であり、その人のみが慰労金を申請する場合に限り委任状は必要ありません（開設者が大阪花子さんで、慰労金を申請する薬剤師が大阪花子さんのみの場合は必要ない）。

□委任状が2種類あるが、両方必要か。

→両方必要です。

様式第2号の1（表に薬剤師の名前を書くもの）は、開設者が薬剤師から委任を受けた証となるもので、開設者が保管しておきます。

様式第2号の2（右上に薬剤師が氏名や住所を書くもの）は、薬剤師が開設者に申請を委任した証となるもので、薬剤師自身が保管しておきます。

本来は開設者・薬剤師がそれぞれ保管するものですが、必要時に提示できるのであれば薬局でまとめて保管しておいていただいても構いません。

□開設者の印鑑とは。

→法人の場合はいわゆる登記印が必要です。通常、保健所への届出の際に押印している印鑑です。開設者が個人の場合は個人の認印です。

【その他】

□国の慰労金とは。

→大阪府など都道府県を通じて国が実施した慰労金です。薬局薬剤師であっても居宅療養管理指導を実施し、一定の要件を満たした薬剤師に対して5万円が支給されたものです。また病院に勤めている薬剤師にも病棟に上がって患者に接している薬剤師には慰労金が支払われています。今回の慰労金は、これらの慰労金交付の決定を受けている方は対象外となっています。

□勤務実績を確認できる書類とは。

→様式の指定はありませんが、タイムカードなど客観的に見て勤務していたことが確認できる書類です。後日、市が調査に入ったときに勤務状況が確認できるものです。特別なものを用意しなくても、通常、労務管理をされているもので結構です。

□個人で申請できないのか。

→事務処理負担軽減のため、できるだけ薬局単位での申請をお願いしています。

やむを得ず個人で申請される場合は、必要な書類が異なります。個人申請の場合、振込が遅れることがあります。また、個人で申請される場合、勤務していた薬局で勤務証明書を取っていただく必要があります。（書類一式を資料に入れてあります。）

□いつお金は入るのか。

→通常は申請書が受理された週の約6週間後に慰労金が支払われますが、あくまで予定ですので遅れることもありますし、書類不備があればもっと遅れます。（慰労金の振込人名はヒガシオオサカシカイケイカンリシャ（東大阪市会計管理者）です。）

□この支援金は課税所得となるのか。

→非課税所得となります。

□虚偽の申請が判明した場合どうなるのか。

→単純な事務手続きミス等でしたら慰労金の返還手続きをすることになりますが、悪質な場合は市から告発されることもあると思います。

2. 他薬局と合算して10日以上として申請する場合の注意点

- ☐ 1つの薬局で10以上の勤務がなくても、市内の複数の薬局で勤務していて併せて10日以上の勤務実績があれば、合算して申請することができます。ただし、東大阪市外の薬局での勤務合算できません。（東大阪市内の薬局8日+堺市内の薬局3日は×）
- ☐ どの薬局でも構いませんが、どこか1つの薬局（A薬局）で申請してください。（重複した申請をしないように注意してください）
- ☐ 申請する薬局の申請書裏面の「交付対象者一覧」の「勤務日数」欄に、その店舗（A薬局）で勤務日数を、「市内他薬局での勤務」欄に合算する店舗（B薬局）の名称と勤務日数を記載してください。【例】B薬局：3日
- ☐ 合算する店舗（B薬局）で勤務証明を出してもらい、それをA薬局の申請に添付する。
- ☐ 勤務証明の様式は問いませんが、参考例として添付している項目は全て満たすものにしてください。

3. 事務について

- ☐ 受付されたら、書類の記入漏れ・添付漏れがないかを確認し、申請書の左下に鉛筆で受付日を記入してください。【例】R3.1.13：支部名
- ☐ 1. 申請書
- 2. 薬剤師一覧
- 3. 振込先申告書（薬剤師全員分：管理番号順に並べてください）
- 4. 勤務証明書（あれば：管理番号順に並べてください）
- 5. 郵送された封筒（あれば）の順にホチキス止めしてください。
- ☐ 受付日順に上から下へ重ねてください。（受付日が若いものが上）
- ☐ 毎週月曜日の午前中に、前の週に受け付けた書類を保健所が回収します。

4. 薬剤師会から本市への問い合わせについて

保健所環境薬務課の北尾か愛^あ永^のまでお願いします。

平日：9時～12時、13時～17時

TEL：072-960-3804

5. 受付時に確認していただく事項（可能な限りで結構です）

- ☐ 他薬局と重複して申請している薬剤師はいないか。（本名と通称名・旧姓使用など）
- ☐ 国（府）の慰労金をもらっている薬剤師が申請していないか。（在宅関係）
→違反が判明した場合、慰労金の返還手続きが必要になります。

【様式第1号：申請書について】

- ☐ 申請者欄は薬局開設者名が記載されており、登記印（個人の場合は個人印）が押印されているか。
- ☐ 担当者欄に担当者名と連絡先が記載されているか。
- ☐ 誓約欄（2か所）にチェックが入っているか。
- ☐ 薬局名等の記載欄に記載漏れはないか。

【様式第1号 別紙1：交付対象薬剤師一覧について】

- ☐ 薬剤師のふりがなは記載されているか。
- ☐ 薬剤師の生年月日、免許情報に記載漏れはないか。
- ☐ 勤務日数は10日以上あるか。
- ☐ 市内他薬局での勤務と合算して10日以上勤務とする場合、「市内他薬局での勤務」欄に合算する薬局の名称とその薬局での勤務日数が記載されており、合算して10日以上あるか。

【様式第1号 別紙2：振込先申告書について】

- ☐ 申請した薬剤師の人数分の申告書があるか。
- ☐ 管理番号は別紙1の薬剤師一覧の管理番号と一致しているか。
- ☐ 口座は本人名義のものか。
- ☐ 金融機関名や支店名は通帳情報と一致しているか。（統廃合によるものは除く）
統廃合のあったものについては新しい金融機関名・支店名を記載すること。

例：三菱東京 UFJ 銀行→三菱 UFJ 銀行
近畿大阪銀行→関西みらい銀行
関西アーバン銀行→関西みらい銀行 など

【様式第2号の1：委任状（薬剤師の一覧表があるもの）】

- ☐ 開設者（又は薬局）で保管してください。提出する必要はありません。

【様式第2号の2：委任状（右上に薬剤師の住所氏名を記載するもの）】

- ☐ 各薬剤師（又は薬局）で保管してください。提出する必要はありません。

【勤務証明書】（市内他薬局での勤務と合算して10日以上勤務とする場合のみ必要）

- ☐ 合算する薬局（申請する薬局の証明は必要ありません）の勤務証明書を添付しているか。
- ☐ 勤務証明書には合算する薬局の開設者印が押印されているか。